

平成28年第8回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年5月12日（木）
午前9時30分
場所 岩木庁舎2階会議室3

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第6号 臨時代理の報告について
(弘前市教育支援委員会委員の委嘱について)
- 6 議案の審議
議案第18号 教育財産の取得申出について
議案第19号 弘前市指定文化財の指定解除について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、4番 土居 真理 委員、
5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 櫛引 健、教育政策課長 鳴海 誠、
学校づくり推進課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長補佐
木村 憲夫、教育センター所長 石川 みどり、生涯学習課長 戸沢 春次、弘前図
書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、博物館長 佐々木 健一、文化財課長 三上 敏
彦、文化財課文化財保護係長 小石川 透

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広、教育政
策課総務係主事 齊藤 裕子

午前9時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、平成28年第8回弘前市教育委員会会議を開会いたします。会議録署名者に5番一戸由佳委員と2番前田幸子委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件、議案が2件となっております。

・報告第6号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは報告第6号臨時代理の報告について(弘前市教育支援委員会委員の委嘱について)、事務局から説明をお願いします。

○教育センター所長(石川みどり) 報告第6号について、ご説明いたします。

「弘前市教育支援委員会委員の委嘱について」ですが、一部委員の退任に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、補欠の委員を委嘱することについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものです。

委嘱期間が平成28年4月1日から平成29年5月7日まで。臨時代理した日は、平成28年4月1日です。

委嘱する者の氏名等ですが、小野博一弘前市立津軽中学校長、伊藤正章青森県弘前児童相談所長、一戸ひとみ弘前市健康づくり推進課長、長尾厚子弘前市健康づくり推進課保健師、堀内芳男弘前大清水学園長の5名です。

なお、委員の定数は20名以内とし、(1)医師、(2)市立小学校又は中学校の教員、(3)特別支援学校の職員、(4)青森県弘前児童相談所の職員、(5)学識経験のある者又は関係行政機関の職員、(6)市の職員、(7)その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。また、任期については、委嘱の日から2年間で、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となっております。委員の担任する事務といたしましては、市内に住所を有する就学予定者及び市が設置する小学校又は中学校に転学し、又は在学する者のうち障がいがある、又は疑われる者に係る教育的ニーズに応じた支援体制、教育内容等に関することとなっております。

今回は、4月1日付けの転勤・異動により、伊藤正章氏、一戸ひとみ氏、長尾厚子氏、堀内芳男氏の4名、また小野博一氏は中学校長会からの推薦を受けて、その委嘱について臨時代理したものであります。以上です。

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○2番(前田幸子委員) 参考までにお聞きします。任期が最高5期という方がおられますが、何期まで在任できますか。

○教育センター所長（石川みどり） 7番の木田詞子さんは、ことばの教室の先生で専門委員になっていまして、なかなか代わりになる方がいらっしゃらないので、次の方を育てているところであります。

○2番（前田幸子委員） 分かりました。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第6号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、報告第6号は承認されました。

・議案第18号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第18号教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（後藤千登世） それでは議案第18号教育財産の取得について、ご説明いたします。

本議案は教育財産の取得について市長に申出するものですが、提案理由は、東部学校給食センターで使用しているコンテナ洗浄機を、経年劣化に伴い更新しようとするものです。このコンテナ洗浄機は、東部学校給食センター開設の平成11年から使用しておりますが、使用開始から17年経過し故障が増えたことや、交換部品の納入に時間がかかることなどから、コンテナ洗浄機が故障した場合、給食業務に大きな支障をきたすことも考えられ、この度更新することとしたものです。

取得する財産はコンテナ洗浄機一式で、取得予定額は22,582,800円です。なお、東部学校給食センターの厨房関係の調理機器類についてはこれまでも順次更新しており、今後も計画的に更新していく予定です。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 高額ですけれども、この洗浄機というのはどのくらいの年数もつものなのでしょうか。17年経過ということですが。

○学務健康課長（後藤千登世） 部品は、生産終了から10年はストックしておくというのがありますので、10年を超えると、その保証がなくなるということですが、メンテナンスをしながら全体を調べて、故障が疑われる物から順次これまでも更新しており、今年このコンテナ洗浄機を更新するということです。

○1番（九戸眞樹委員） 記憶では揚げ物機、食器などもあったかと思いますが。

○学務健康課長（後藤千登世） はい。これまでも厨房器具など金額が大きいものは会議でご審議いただいておりますが、25年度から揚げ物機、スライサー、炊飯釜、食器洗浄機など更新しており、今後も順次更新していく予定になっています。

○1番（九戸眞樹委員） 日々使うものですので、安全と衛生には十分気を使っただければと思います。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第18号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は可決されました。

・議案第19号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第19号弘前市指定文化財の指定解除について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（三上敏彦） 議案第19号についてご説明いたします。弘前市指定文化財の指定解除についてです。提案理由としましては、弘前市指定天然記念物革秀寺のサルスベリ1株が、青森県文化財保護条例の規定による県天然記念物の指定を受けたことに伴い、弘前市文化財保護条例第11条第1項の規定に基づき指定を解除しようとするものです。

このサルスベリは、二代藩主津軽信牧公の「お手植え」と伝えられていることから、伝来した当初の京都や奈良の仏教文化が栄えた地域から、江戸時代になって次第に全国へ広められていったことを物語るものであることがうかがえる貴重なものとして、平成8年2月27日に弘前市の天然記念物に指定されました。木の高さは約5m、幹周は約176cm、推定樹齢が約390年となっております。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しましてご質問等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 聞きたかったことを説明いただいたもので、大変ありがたく思っています。勉強不足で、よくわからなかったのですが、蓮は革秀寺が有名ですが、サルスベリがこれほど有名であるとは思ってもよらず、びっくりした次第です。

どういう経緯で、平成8年に弘前市の文化財になったのか、いきさつを少し教えていただければ。

○文化財課文化財保護係長（小石川 透） 市指定の経緯といたしましては、弘前の巨樹、古木を調査した際に、このサルスベリは昔からある古い木だということは知られており、お寺にも先ほど課長が説明をしましたが、二代藩主の津軽信牧が革秀寺を建立して、庭を整備した際に植えたという伝承がありましたので、おそらく樹齢300年以上は経っていると推定され、幹周りなどの大きさが全国的に見ても稀なほど大きく、かつ北限分布の青森県において300年以上の樹齢を数えるであろうという木は他にはないだろうということで、指定したいという話があったようです。

今回、県の指定を受けましたが、そのような理由から、県でもこの際、責任をもって保護します、ということで指定することになったと聞いております。

○2番（前田幸子委員） 弘前市内で、サルスベリがもっと有名な所がこの他にはないのですか。

○文化財課文化財保護係長（小石川 透） 市内ではこれほど古いわれを持っているサ

ルスベリはなく、全国的に見ても2001年に環境省で、巨樹、巨木調査というのをやっております。その中のサルスベリの中でも全国で10指に入るほどの古さと太さを持っている木であるということが分かりましたので、全国的に見ても貴重な木であるということで、今回県指定ということになりました。

○2番（前田幸子委員） もう少し大いに宣伝していただければ。

○文化財課文化財保護係長（小石川 透） 革秀寺さんの庭というのが、そもそも本堂などの後ろにありましてなかなか見ることがないのですが、広間から見え、岩木山が後ろに大きく見えていい庭です。革秀寺さんも、見たいという方に対しては見せないわけではないので、あとはお寺さん次第といたしますか、PRの仕方だと思えます。

○2番（前田幸子委員） ぜひ、前向きによろしく願いいたします。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第19号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は可決されました。

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年第8回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午前9時47分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 福士 智広

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 一 戸 由 佳

署名者 前 田 幸 子